

## 出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に基づき市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体等が飼い主のいない猫に繁殖を抑制するための不妊手術を施し、その猫の命を全うするまで、その地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (3) 不妊手術 去勢手術及び避妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (4) 多頭飼育崩壊現場 飼い猫等を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体等登録簿（様式第1号。次条において「登録簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 市内で活動する地域猫活動ボランティア団体等で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができるもの
- (2) 市内で活動する地域猫活動ボランティア団体等で、市内における多頭飼育崩壊現場での猫に不妊手術を施し、その後の適切な管理又は地域猫活動を行うことができるもの

（団体等の登録）

第4条 登録簿への登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体等登録申請書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体等登録決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、登録簿に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を受けた地域猫活動ボランティア団体等（以下「登録団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録申請の内容に虚偽が判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、登録団体等として適当でないときと市長が認めるとき。

（交付申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする登録団体等は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

（決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（様式第5号）により通知するとともに、チケットを交付するものとする。

（返還）

第7条 市長は、前条の規定によりチケットの交付の決定を受けた登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）返還通知書（様式第6号）により通知し、チケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) チケットの利用方法が著しく不適當であると認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

（利用報告）

第8条 チケットを利用した登録団体等は、不妊手術終了後速やかに、さ

くらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書（様式第7号）に  
関係書類を添えて市長に提出するとともに、利用しなかったチケットを  
返却しなければならない。

（免責）

第9条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関して生じた事故  
について、一切の責任を負わないものとする。

（多頭飼育崩壊現場救済のためのチケットの利用）

第10条 市長は、多頭飼育崩壊現場の救済その他良好な地域環境を確保す  
るため必要があると認めるときはチケットを利用できるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。



様式第2号（第4条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体等登録申請書

年 月 日

出水市長 様

申請者 団体等名称  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体等登録簿への登録を受けたいので、下記の条件に同意の上、申請します。

記

- 1 2人以上で構成する団体等で、構成員の半数以上が市内に在住していること。
- 2 市、自治会等と連携して地域猫活動を行うことができること。
- 3 市が受けた飼い主のいない猫等に関する苦情、相談等に対して、協働してその対応に当たることができること。
- 4 市が行う地域猫活動に関する啓発に協力すること。

様式第3号（第4条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）  
交付団体等登録決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

出水市長 印

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体等登録簿への登録については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

登録番号 第 号

（却下の場合）その理由

様式第4号（第5条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

年 月 日

出水市長 様

申請者 団体等名称  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、下記の条件に同意の上、申請します。

記

- 1 申請枚数 枚（内訳 オス 頭 メス 頭）
- 2 対象場所 出水市 町  
（対象区域自治会名 ）

3 交付条件

チケットにより飼い主のいない猫等への不妊手術を行うに当たり、地域住民に迷惑をかけず、また良好な生活環境を継続していくよう、以下のことを実行すること。

- チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。
- 対象区域の自治会長等への連絡（協力体制依頼）等を行います。
- 申請者における構成員の中に、日常的に地域猫活動を行うことができる市内在住者が1人以上います。
- 餌は、飼い主のいない猫等への不妊手術を行った猫のみ、時間と場所を決めて、必要な量だけ与えます。また、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。置き餌（餌の放置）は、絶対にしません。
- 猫用のトイレを設置し、ふんの回収や清掃を行います。また、猫用のトイレ以外にふんをした場合は、回収や清掃を行い、周辺的环境保全に努めます。
- 不妊手術の際には、その目印として耳先をさくらの花びらの形（V字）にカットすることに同意します。また、耳先にさくらの花びらの形（V字）にカットが入った猫は、不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
- 以上のことを守れず、地域住民等から苦情等があった場合は、以後チケットの交付が停止されても異議を申し立てません。

様式第5号（第6条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

出水市長 印

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付枚数 枚（チケット番号 ～ ）
- 2 対象場所 出水市 町  
（対象区域自治会名 ）
- 3 交付条件
  - (1) チケットの利用に当たっては、出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領及び申請の際に同意した交付条件の事項を遵守すること。
  - (2) 不妊手術終了後速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書を提出すること。



様式第6号（第7条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）返還通知書

第 号  
年 月 日

様

出水市長 印

年 月 日付け第 号で交付決定したさくらねこ無料不妊手術チケットについては、利用方法が著しく不適當であると認められるので、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還すべき枚数 枚（チケット番号 ～ ）
- 2 返還期限 年 月 日

様式第7号（第8条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書

年 月 日

出水市長 様

報告者 団体等名称  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を利用したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付枚数 枚
- 2 利用枚数 枚（内訳 オス 頭 メス 頭）
- 3 返却枚数 枚
- 4 利用の詳細

番号	性別	毛色・特徴	不妊手術日	備考（手術病院名・チケット番号等）

5 添付書類

- (1) 対象猫の不妊手術前後（耳先をさくらの花びらの形（V字）にカット後）の写真（データ可）
- (2) 地域猫活動の実態がわかる写真（データ可）